



川東小だより

第3号

令和3年6月15日
新発田市立
川東小学校

いじめ見逃しゼロに向けて

校長 岡崎 功一

先日の運動会は、天気が心配されましたが、すべての競技を実施することができました。子どもたちも練習の成果を存分に発揮し雨雲を吹き飛ばすような元気のよさで競技に取り組みました。結果は、白組が勝ちましたが、紅組もそれに劣らず、すばらしい頑張りを見せてくれました。閉会式の両軍応援団長の言葉も印象的でした。心が打たれるシーンでした。これからの学校生活に生きる実りある運動会となりました。保護者の皆様からも大きな声援をいただきました。ありがとうございました。

さて、今月は、「いじめ」について述べさせていただきます。学校説明会の資料に記載させていただきましたが、いじめは、いつでも、だれでも、どこにでも起こりえることとして、学校では、捉えています。いじめは、できれば起こらないように未然に防ぎたいと思っております。教育活動全体で「思いやりの心」を育てていきたいと思っております。しかし、それでも起きるときは起きます。そのときには、該当の子どもたちに指導をしますし、時には、クラス全体で考えていくことも必要です。

子ども同士のトラブルは、自分たちで解決できるのなら、そのほうがよいと思っております。

(もちろん、ひどいいじめは、積極的に介入していく必要があります。) それは、大人になって社会に出たときに、人との関わりで関係を改善しなければいけない場面に出会うことがあるからです。関係を改善できる力を身に付けていく必要があると思っております。しかし、子どもたちは、まだ、経験や知恵が十分では

ありません。そこで、大人の支援、指導が必要になってきます。学校でももちろんアンテナを高くして子どもたちの様子を見ていきますが、見落としてしまう場合もあります。保護者の皆さんが、お子さんの様子を見て心配と思われたことは、気軽に学校にご相談をしていただきたいと思います。

新潟県では、去年12月に「いじめ等の対策に関する条例」ができました。これは、県内の全ての子どもたちが、楽しく、充実した生活を送り、光り輝く未来となることを願い、県民が一丸となって社会全体でいじめを防止することを目的に作られました。ここで紹介されていることは、「ひやかし、いじり」であっても、本人が不快な思いをすれば、それは、いじめと定義されていることです。更に携帯、スマホの普及によりSNSで、悪口を書き込む行為は、本人に分からなくても、本人が知ったときに嫌な思いをする可能性がある場合は、いじめに繋がる行為としています。このことについては、6月の全校集会で、子どもたちにも話をしました。

いじめの捉えは、明らかに以前と違ってきています。少し前の定義は、「自分より弱いものに対して」「一方的に」「継続的に」「深刻な」という言葉がありましたが、今は削除されています。代わりに重視されているのが、「本人の被害感」です。私たち大人も人権感覚を磨いていく必要があると思っております。いじめ見逃しゼロに向けて、学校と家庭で連携をとりながら対応していきたいと思っております。これからもご協力をお願いします。